

## 本気で取り組む働き方改革へ！

《新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための

学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）》

12月22日、文部科学省中央教育審議会は、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（以下、中間まとめ）を林芳正文部科学大臣に提出した。

この中間まとめを踏まえ、文部科学省においては、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、長時間勤務の是正に向けた勤務環境の整備や、限られた時間で効果的に学習指導や生徒指導等が行えるよう、自己研鑽や授業準備時間等の確実な確保に向けた緊急対策を年内にまとめ、学校における働き方改革を推進していく。

「中間まとめ」の概要（全日教連要約・抜粋）

### 1. 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

#### これまで学校・教師が担ってきた代表的な14業務の在り方に関する考え方

##### 基本的には学校以外が担うべき業務

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整

業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき

##### 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

- ⑤ 調査・統計等への回答 → 事務職員等
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応 → 輪番制、もしくは地域ボランティア等
- ⑦ 校内清掃 → 輪番制、もしくは地域ボランティア等
- ⑧ 部活動 → 部活動指導員等

##### 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

- ⑨ 給食時の対応 → 学級担任と栄養教諭等との連携等
- ⑩ 授業準備 → 補助的業務へのスクールサポートスタッフの参画等
- ⑪ 学習評価や成績処理 → 補助的業務へのスクールサポートスタッフの参画等
- ⑫ 学校行事の準備・運営 → 事務職員等との連携、一部外部委託等
- ⑬ 進路指導 → 事務職員や外部人材との連携・協力等
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 → 専門スタッフとの連携・協力等

- 教員の業務を軽減するために、地域ボランティア等外部人材の積極的な活用を推進する。

#### 国、教育委員会等、各学校での役割分担・適正化を着実に実行するための方策

##### 国の業務役割と学校における働き方改革を実行するための方策

- ・ 学校や教師の担うべき業務範囲の明確化、学校管理規則モデル等の提示
- ・ **文部科学省内に教職員の業務量を俯瞰し、一元的に管理する部署を設置** 等

##### 教育委員会等の業務役割と学校における働き方改革を実行するための方策

- ・ 所管する学校に対する業務改善方針・計画の策定
- ・ ICT等業務効率化に必要な環境整備 等

##### 各学校の業務役割と学校における働き方改革を実行するための方策

- ・ 学校の重点目標、経営方針の明確化
- ・ 関係機関や地域住民との連携の推進 等

- 国としてもこれまでの反省を踏まえ、新たな業務付加による学校への負担を軽減する動きが図られる。

## 2. 勤務時間の在り方に関する意識改革と制度面の検討

### 勤務時間管理の徹底

- ・ 勤務時間管理は労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等の責務
- ・ 自己管理方式ではなく、ICTやタイムカード等による勤務時間の把握を徹底  
→ 真に必要な教育活動を疎かにしたり、虚偽の記録を残したり、残させたりすることがあってはならない

**勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではない**

### 適正な勤務時間の設定

- ・ 正規の勤務時間や教職員の休憩時間の確保等、勤務時間を考慮した登下校時間、部活動、学校の諸会議等の設定
- ・ 各学校では、学校運営協議会の場等を活用し、保護者・地域の理解を得るよう努める

### 公立学校の教師の時間外勤務の抑制に向けた制度的措置の検討

- ・ 公立学校の教師の長時間勤務の改善に向け、勤務の特殊性にも留意しつつ、**勤務時間に関する数値で示した上限の目安を含むガイドラインを早急に検討**して提示
- ・ 給特法を含む勤務時間の在り方については、教師の勤務の特殊性も考慮しながら引き続き議論

○ 勤務時間管理に関する具体的な方向性が示されたが、給特法については進展なし。

## 3. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

### 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校における英語教育の早期化・教科化に対応する英語専科教員の充実
- ・ 中学校における生徒指導を担当する教師の充実
- ・ 共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実 等

### 勤務時間の適正化や授業改善・効率化への支援

- ・ コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を通じた学校教育の質の向上及び学校支援
- ・ 実証研究等を通じた都道府県単位での統合型校務支援システムの導入促進に向けた共同調達及び運用モデルの策定
- ・ 学校給食費の公会計化に向けたガイドラインの作成 等

○ 働き方改革の実現に向けては、教職員の充実と地域との連携や協働体制構築が求められる。

詳しくは、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399789\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399789_1.pdf)

今回の中間まとめでは、「学校における働き方改革」を実現するため、主に学校や教師が担ってきた業務や勤務時間管理に関する新たな捉え方や方策、環境整備の必要性等が示された。また、積極的に外部人材を学校の教育活動の中で活用することや、教職員の業務量について一元的に管理する部署を設置する等、新たな切り口で「日本型学校教育」の良さを維持しながら、学校での働き方改革に向けた取組を推進していこうとする姿勢が感じられる。

しかし、学校・教師が担ってきた業務の分類がされたとはいえ、学校業務の縮減につながる外部人材をどのように確保し、必要な学校にどのように配置をするか等の制度の在り方図、また、文部科学省内に置かれる、教職員の業務量と勤務時間等を調整する部署がどう機能するのか等、より慎重に議論されるべき課題がある。また、今後提示される勤務時間のガイドラインの上限規制の数値が、真に学校現場の実情に応じた基準でないと、「『手段』であって『目的』ではない」と明示している勤務時間管理が、安易に目的化される可能性もある。また、先延ばしにされている給特法に関しても、教員の勤務の実態に即した改善が早期に求められる。1月からの中教審での本気の議論を期待したい。

先日出された文教関係の予算案では、英語専科教員は概算要求で示した人数の約半分であり、生徒指導担当教員も、いじめ、不登校、問題行動等が増加傾向にある学校現場に十分配置できる人数ではなかった。必要な教職員の十分な拡充がなされず、単に外部人材を投入するだけでは、教育の質の向上や問題を抱える児童生徒の対応等への根本的な解決にはならず、学校現場に更なる負担を強いることにつながりかねない。小手先だけでなく根本的な学校指導体制の改革に向け、体制整備の予算の必要性も踏まえてこそ、本気で取り組む働き方改革であるという姿勢をしっかりと示すべきである。

全日教連は、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の実現に向けた本気の取組がなされるよう、現場目線を大切に、現場の実態に即した提言や要望を、引き続き国及び関係諸機関に対し強く訴えていく。